

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		養育医療の支払いの一部差止め
根拠条例・規則等名		母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）
条 項		母子保健法第 20 条第 7 項
所 管 部 課		保健衛生局保健所健康支援課（電話：048-840-2219）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （理由：認定基準が法令等の定めに具体的に規定され尽くされているため）
	設定等年月日	平成 14 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		